

食料品の消費税率引下げに伴う農林水産事業者及び小規模事業者等
への影響に係る対策を求める意見書（案）

第 2 2 1 回国会（特別会）における高市内閣総理大臣の施政方針演説において、食料品に係る消費税率を 2 年間に限りゼロとすることが表明され、現在、政府及び各党が参加する社会保障国民会議において議論が進められている。

一方で、農林水産事業者や小規模事業者等は、人件費の上昇に加え、中東情勢の緊迫化に伴う資材価格や燃料価格、輸送費等の高騰により、極めて厳しい経営環境に置かれている。

農林水産事業者や小規模事業者等は消費税の免税事業者や簡易課税制度を活用している事業者が多く、仮に食料品の販売時の消費税率のみが引き下げられ、仕入れに係る資材や肥料等の税負担が残る場合、販売価格には引下げ圧力が生じる一方で、生産コストの負担は残ることとなる。

そのため、仕入れに含まれる消費税相当額を十分に回収することができなければ、資金繰りや経営の悪化を招く恐れがある。

食料品の消費税率引下げは、消費者の負担軽減の観点から意義のある取組ではあるものの、そのしわ寄せが地方経済の重要な担い手である農林水産事業者や小規模事業者等に及ぶことがあってはならない。

よって、国においては、食料品の消費税率引下げを実施する場合、次の事項について必要な措置を講じるよう要望する。

記

- 1 免税事業者や簡易課税事業者となっている農林水産事業者や小規模事業者等が不利益を受けないよう、事務負担の軽減や還付的措置その他必要な支援を講じること。
- 2 消費税率引下げを理由とした買いたたきや一方的な価格引下げ要請が行われないよう、価格転嫁対策及び取引適正化を徹底すること。
- 3 消費税率引下げに伴い事業者に過度な事務負担が生じないよう、生産現場の実情に即した簡素な制度運用と相談支援体制を整備すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

様

和歌山県議会議長 堀 龍雄
(提出者)
岩田 弘彦
長坂 隆司
岩井 弘次
中西 徹

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣